

ユニリタ  
コロケーションサービス約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. 株式会社ユニリタ (以下、「当社」といいます。)は、この「コロケーションサービス約款」(以下、「本約款」といいます。)によってコロケーションサービス (以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は、本サービスの提供に関し、当社と利用者との関係に適用されるものとします。

### 第2条 (約款の改定)

1. 当社は、利用者の承認を得ることなく本約款を随時変更することがあります。この場合、利用契約の内容は変更後の本約款に定める内容となります。
2. 当社は本約款を変更した場合、第4条 (利用者への通知) に規定する方法により、利用者へ通知するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

#### 1. 利用契約

利用者が、本約款を承認の上、本サービスの提供を受けるために当社所定の「サービス利用申込書」を提出して申込み、当社が「サービス利用通知書」により通知して承諾することにより締結される、本サービスの提供に関する契約。

#### 2. 利用者

当社と利用契約を締結して、本サービスを利用する法人。

#### 3. 利用責任者

利用者が、本サービスを利用するにあたり選任し「サービス利用申込書」によって当社に届け出た本サービスの責任者。

#### 4. 利用副責任者

「サービス利用申込書」によって当社に届け出た利用責任者の任を代行できる者。

#### 5. 利用担当者

利用責任者が、本サービスを利用するにあたり選任し「入館登録者名簿」によってデータセンターに立ち入ることを当社に届け出た実務担当者。

#### 6. 利用者機器

利用者が当社の本サービスを利用するにあたり、設置、運用する電子計算機その他の機器。

#### 7. データセンター

本サービスを提供するための当社の施設。

### 第4条 (利用者への通知)

1. 本約款に基づく当社から利用者への本サービスに関する内容の通知は、通知内容を電子メール、書面など当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を行う場合において、当該通知は通常到達すべき時に利用者へ到達したものとみなします。

### 第5条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は次の通りとします。
  - (1) 基本サービス (19 インチラック/電源/空調)
  - (2) 追加電源サービス
  - (3) 回線提供サービス
2. 当社は利用者の要望その他の事由により、本サービスに付随して、別途サービスとしてマネージドサービス、プロフェッショナルサービスを提供することがあります。この場合の提供条件等については別途定めるものとし、利用者へこれを通知します。
3. 本サービスを提供するデータセンターの施設に関する情報については「コロケーションサービス サービスガイド」に記載するものとし、当社は「サービス利用通知書」に定める設備を利用開始日までに用意することを遵守します。
4. 当社は当社の施設、設備を維持するために必要な合理的

な理由がある場合には、事前に利用者へ通知した上で、利用者のラック内及び利用者機器への電力の供給停止、撤去、その他当社が必要と判断する措置を行う権利を有するものとします。但し、緊急事態が発生した場合には利用者への事前の通知をすることなく利用者機器への電力の供給停止、撤去、その他当社が必要と判断する措置を行い、事後速やかに利用者へ通知するものとします。

## 第2章 本サービスの利用契約

### 第6条 (利用契約の申込)

本サービスの申込は、利用者が本約款の内容を承認の上、利用契約を特定するために必要な事項を記載した当社所定の「サービス利用申込書」を提出して行うものとします。

### 第7条 (利用契約の承諾)

1. 利用契約は、前条の利用者の「サービス利用申込書」による申込みに対し、当社が承諾の通知をすることにより成立します。但し、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
  - (2) 申込者が振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき、若しくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、又は支払いの停止若しくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定されるとき。
  - (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解約されているとき、又は利用契約の申込時点において本サービスの利用を停止されているとき。
  - (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上又は当社の業務遂行上の著しい困難が認められるとき。
  - (5) その他前各号に準じる場合で、当社が適切でないと判断したとき。
2. 当社が利用契約の申込みを承諾したときは、利用開始日を記載した当社所定の「サービス利用通知書」により通知します。
3. 利用契約はこの利用開始日に成立するものとします。
4. 当社は本約款に基づき利用者に対して本サービスを提供し、利用者は利用契約において特定される本サービスを受用し、かつその料金等の支払いをなすものとします。

### 第8条 (再委託)

1. 当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の再委託先の選任、監督及び再委託先の行った本サービスの結果については、当該再委託先が利用者の指定に基づく場合を除き、一切当社が責任を負うものとします。

### 第9条 (利用契約の期間)

1. 利用契約の契約期間は、第7条 (利用契約の承諾) 第2項に規定する「サービス利用通知書」に明示的に規定された場合を除き、本サービス利用開始日 (同日を含みません。) から1年間とします。これを最低契約期間とします。
2. 当社又は利用者が、契約期間の満了する90日前までに、相手方に対し、本サービスの契約更新を行わない旨の意思表示を文書で通知しない限り、利用契約の期間は同一条件で1年間自動延長するものとし、その後も同様とします。

### 第10条 (利用責任者の選任)

1. 利用者は、本サービスの利用責任者を選任し、当社所定の「サービス利用申込書」により届け出るものとします。利用責任者を変更したときは「サービス利用申込書変更届」により届け出るものとします。
2. 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、

利用契約に基づく本サービスの責任者として利用適正化を図るものとします。また、当社のデータセンターに立ち入ることが可能な利用担当者の選任、届出、管理を行います。

3. 利用者は、必要に応じて利用副責任者を選任し、「サービス利用申込書」により届け出ることができるものとします。利用副責任者は利用責任者の任を代行することができます。

#### 第11条（利用者の地位承継）

利用者たる地位の承継は、次のいずれかに該当し、かつ当社が承諾した場合に限りこれを行なうことができます。この場合において、利用者の地位を承継した者は、承継をした日から30日以内に当社所定の「サービス利用申込書変更届」により当社に申し出るものとします。

- (1) 相続若しくは法人の合併等があり、承継後においても利用者の同一性及び継続性が認められる場合。
- (2) その他、前号に類する場合。

#### 第12条（利用者の名称等変更）

利用者は、その名称又は所在地を変更したときは、変更の日から30日以内に当社所定の「サービス利用申込書変更届」により当社に申し出るものとします。

#### 第13条（利用者による利用契約の変更）

利用者が本サービスの内容等を変更するときは、当社に対し変更の日の60日前（当該日が土曜、日曜、祝日の場合においては直前の当社営業日）までに当社所定の「サービス利用申込書変更届」によりその旨を通知するものとし、当社がその変更を承諾し、変更後の内容を記載した「サービス利用通知書」を発信したときに、変更の効力が生じるものとします。

#### 第14条（利用者による利用契約の解約）

1. 利用者は契約期間満了前に利用契約を解約しようとする場合、当社に対し解約の日の90日前（当該日が土曜、日曜、祝日の場合においては直前の当社営業日）までに当社所定の「サービス解約届」によりその旨を通知するものとします。この場合、解約の効力は「サービス解約届」に記載された解約の日をもって生じるものとします。
2. 前項の場合において、その利用中に係る利用者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとして、契約期間の残存期間に対応する月額料金及びその他費用の全額を当社が指定する日までに当社に支払うものとします。但し、本サービスに付随して提供される別途サービス（マネージドサービス、プロフェッショナルサービス）の解約について別途定めがある場合はそれに準じるものとします。
3. 第30条（利用の廃止）により特定のサービスが廃止されたときは、廃止の日をもって当該サービスに係わる利用契約が解約されたものとします。

### 第3章 利用者の義務

#### 第15条（障害復旧）

1. 利用者は、本サービスの利用に障害があることを知ったときは、利用者機器が故障がないことを確認の上、当社にその旨を通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社はその原因を調査し、利用者に対してその結果を通知します。
3. 前項の結果、当該障害が利用者の責に帰すべき事由により生じた場合は、当該障害の調査、修理又は復旧のために要した費用を当該利用者に請求できるものとします。

#### 第16条（利用者機器の搬入）

1. 利用者は、利用者機器を利用開始日以降に当社の指定する場所（ラック若しくは専用区画）へ搬入するものとします。
2. 当社は、搬入される利用者機器に不備が認められる場合、当該利用者機器の搬入を拒否することがあります。この

場合に発生する作業費及び運送費は当該利用者の負担とします。

#### 第17条（利用者機器の設置、変更）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたっては自らの費用と責任において利用者機器を設置、又は変更し、利用可能な状態に置くものとします。
2. 利用者が前項の規定に従い利用者機器の設置を行わない場合、当社は本サービスを提供する義務を負わないものとします。

#### 第18条（利用者機器の撤去）

1. 利用者は、利用契約が終了したときは、自らの費用と責任においてすべての利用者機器を撤去し、当社からレンタル物件の提供を受けているときは、当該レンタル物件を遅延なく当社に返還するものとします。
2. 当社は、利用者の要請があったとき、又は当社が必要と判断する場合には、利用者の費用負担を条件に利用者機器を当該利用者に返送することができるものとします。
3. 利用契約を終了した後、利用者が当社の指定する期間内に利用者機器を撤去しない場合、当社は当該利用者機器を換価、廃棄その他当社が適当と判断する方法により処分することができるものとします。

#### 第19条（利用者機器の運用）

利用者機器は、当該利用者の責任において運用するものとします。当社は利用者機器に対して一切の作業、操作等を行わないものとします。但し、別途サービスの利用契約がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第20条（ネットワークの接続）

1. 利用者が当社施設内の設備機器と接続を行うため、他の電気通信事業者の提供する回線（以下、「独自回線」といいます。）を申し込む場合、当該回線に関わる料金は利用者が負担するものとします。
2. 利用者は前項の申込みを行う30日前に当社に対しその旨を連絡するものとします。
3. 独自回線を契約することで発生する両端の機器設備、工事費等は利用者の負担とします。
4. 独自回線を利用するための一切の機器、装置の設置場所は当社の指定する場所に限り、かつ、
5. 利用者は独自回線の申込後、その工事日程、回線種別等必要な事項は工事日程の20日前までに当社へ届け出るものとします。
6. リモート回線を接続することにより、当社の所有する機器設備等が何らかの形で危険な状態になると判断した場合、当社はこの回線の引き込みを拒否、又は適切な機器設備を設置することを利用者に求めることができ、利用者はこれに従うものとします。

#### 第21条（データセンターへの立入り）

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する目的に限り、当社に対しデータセンターへの立入りを要請することができます。この場合、利用責任者は利用担当者を選任し「入館登録者名簿」によってデータセンターに立ち入ることをあらかじめ当社に届け出るものとし、届出のない者は立ち入ることはできないものとします。
  - (1) 利用者機器の搬入又は搬出。
  - (2) 利用者機器への物理的作業の実施。
  - (3) 利用者機器の保守上最低限必要な作業の実施。
2. 当社は、前項にかかわらず、その作業内容が、当社が本サービスを提供する上で支障があると判断した場合は、データセンターへの立入りを許可しないことがあります。
3. 利用者はデータセンターへの立入り及びデータセンター内における作業について、利用規則を遵守するものとします。当社はその裁量で、随時、利用規則の改定等を行うことができるものとします。
4. 利用者は、利用者の所有に属さない機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整、又は修理等を行ってはなりません。

5. 利用者は、ラック、壁、床、天井に標識、表示等を行ってはなりません。
6. 利用者は次の各号のいずれかに該当するものをデータセンターに持ち込んではなりません。
  - (1) マニュアル、作業手順書類以外の不必要な紙製品やその他の可燃性物質。
  - (2) コンピュータや通信機器等に妨害を与える電磁機器（携帯電話を含みます。）。
  - (3) 石油、アルコール類。
  - (4) 食品、飲料、水。
  - (5)ライター等の火気類、爆発物、武器等の危険物。
  - (6) その他当社が本サービスを安全に提供する上で支障になると判断したものの。

#### 第22条（データセンターの環境維持）

1. 利用者はデータセンターに、発火、発煙、有害物質の散逸、極端な温度又は湿度の変化、その他データセンターの環境に悪影響を及ぼす利用者機器を設置しないものとします。
2. 当社は、データセンターの環境に悪影響を及ぼすおそれのある利用者機器を発見したときは、利用者に事前の通知をすることなく、当該利用者機器への電力の供給停止、撤去その他当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
3. 利用者機器から発生した損害については、当該利用者が損害賠償の責任を負担するものとします。

#### 第4章 料金等の支払条件

##### 第23条（料金等の支払義務）

1. 利用者は、当社に対し、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約までの期間について、「サービス利用通知書」に記載された料金（消費税相当額を含む支払い総額。以下、「料金等」といいます。）を支払うものとします。
2. 料金等は1ヶ月を最低単位として算定します。1ヶ月とは暦月の初日より末日までとします。
3. 利用者は、第28条（利用の中止）又は第29条（利用の停止）に該当する期間があった場合においても、当該期間中の料金等の支払を要します。
4. 利用者は、第9条（利用契約の期間）に規定する基本契約期間内に利用契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに基本契約期間の残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払い済みの料金がある場合においても当社は払戻しを行わないものとします。
5. 前項の適用は第14条（利用者による利用契約の解約）第3項の規定による利用契約の解約においては、この限りではありません。

##### 第24条（料金等の支払方法）

1. 利用者は、料金等を次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
  - (1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い、当社指定の金融機関あるいは収納代行会社に支払うものとします。
  - (2) その他、当社が定める方法により支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。
3. 利用者は料金等の支払に関し、当社の指定する金融機関、収納代行会社等で別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定等がある場合には、それらに従うものとします。利用者金融機関、収納代行会社等間で紛争が発生した場合は当事者双方で解決するものとし、当社に一切責任はないものとします。

##### 第25条（遅延損害金）

利用者は、料金等その他利用契約上の債務について支払を怠った場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損

害金として当社に支払うものとします。

##### 第26条（保証金）

1. 当社は、本サービスに関する利用者の支払義務の履行を担保するため、合理的な金額の保証金の差入れを求めているものとし、利用者は当社の求めがあった場合には保証金を差し入れるものとします。利用者は、当該保証金を差し入れた場合であっても、本サービス料金等の支払義務を免れることはなく、かつ、本サービスの利用中止、利用停止、終了に関する当社の権利が放棄されることはありません。
2. 当社は、利用者に対し、本サービスの終了後速やかに保証金（但し、利息は付きません。）から利用者が利用契約に基づき負担する一切の未払金及び利用契約終了に伴う原状回復にかかる費用等を控除の上返還するものとします。
3. 利用者は、当社に対する保証金返還請求権を第三者に譲渡することはできません。
4. 当社は、利用契約が終了したか否かにかかわらず、いつでも、利用者が当社に対して負う一切の債務と保証金返還請求権を、その弁済期の先後を問わず、相殺することができるものとします。当社は、本項に従って相殺をした場合、相殺額に相当する保証金の追加差入を求められることができるものとします。
5. 当社が保証金の増額を要求する場合には、利用者は保証金の増額について誠実に協議するものとします。

#### 第5章 利用の制限、中止、停止、廃止、解約、解除

##### 第27条（利用の制限）

当社は、天災、戦争、労働争議、テロリストの行為、火災、洪水、地震、その他当事者の合理的な支配を超えた非常事態（以下、「不可抗力」といいます。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に限り、その内容によっては、本サービスの利用を制限することがあります。

##### 第28条（利用の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) データセンター又は電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ない場合。
  - (2) データセンター又は電気通信設備の障害等のためやむを得ない場合。
  - (3) 不可抗力その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。
  - (4) 電気通信事業者又は電力事業者等の事情により電気通信設備が稼働できない場合。
  - (5) その他当社の業務上合理的に必要な場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 前項で通知する場合は電子メール、書面など当社が適当と判断する方法により行います。

##### 第29条（利用の停止）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 利用契約に係わる利用者の債務を履行しない場合。
  - (2) 第22条（データセンターの環境維持）の規定に違反した場合。
  - (3) 以下の態様において本サービスを利用した場合。
    - ① 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
    - ② 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
    - ③ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信若しくは掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為。
    - ④ 本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為。

- ⑤ ウイルス、ワーム等の有害なコンピュータプログラムを送信又は掲載する行為。
  - ⑥ 第三者に対し、無断で広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は不快感を抱くおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
  - ⑦ 詐欺などの犯罪に結びつく、又は結びつく恐れのある行為。
  - ⑧ 前各号の他、法令、本約款、利用契約若しくは公序良俗に違反する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
  - ⑨ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る行為。
  - ⑩ 本サービスの利用に関し、直接、間接を問わず当社又は第三者に対し重大な支障（設備や情報等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えた場合。
  - ⑪ その他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第30条（利用の廃止）

当社は、利用者に対し90日前の書面による通知により、本サービスの全部又は一部を、一時的又は永続的に変更若しくは廃止することができるものとします。

### 第31条（反社会的勢力との取引排除）

1. 当社及び利用者は、自己又はその株主・役員その他利用者を実質的に支配する者が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、国際犯罪組織、国際テロリスト、その他これらに準ずる個人、法人又は団体）に該当しないことを表明し、また、反社会的勢力と取引及び交際しないことを保証するものとします。
2. 当社及び利用者は、自己又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを相手方に対して確約するものとします。
- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言動を用いる行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - (4) その他前各号に準ずる行為。

### 第32条（利用契約の解約、解除）

1. 当社は、第29条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された利用者が、停止の日から14日以内にその停止事由を解消又は是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、催告を要せず直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (1) 利用契約の義務につき重大な違反があると当社が認めたとき。
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税公課の滞納処分があったとき。
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
  - (4) 手形又は小切手の不渡り、銀行又は手形交換所の取引停止処分等の事由が生じたとき。
  - (5) 営業停止、営業免許の取消し又は営業登録の取消し等行政上の処分を受けたとき。
  - (6) 営業の廃止、解散等重要な変更の決議をしたとき。
  - (7) 第31条（反社会的勢力との取引排除）に違反したとき。
3. 利用者が前項各号又は第29条（利用の停止）第1項各号に該当したときは、当社に対する債務につき当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。
4. 本条第1項に基づく解約権又は第2項に基づく解除権

の行使は、利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。なお、当社は、これにより利用者が生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。

## 第6章 損害賠償等

### 第33条（補償等）

1. 本サービスの利用に際し、利用者の行為又は不作為によって、当社に損害、損失及び費用（合理的な弁護士費用を含みます。）等（以下、「損害等」といいます。）が発生したときには、利用者は、当社に対して一切の損害等を賠償するものとします。
2. 利用者の行為又は不作為に起因して、第三者が請求し、又は訴訟その他の法的手続を提起したときは、利用者はその責任と費用をもってこれらに対処するものとし、これらに関連して、当社に損害等が生じたときは、利用者は、当社に対して一切の損害等を賠償するものとします。

### 第34条（責任制限）

1. 当社は、データセンターの設置又は保存の瑕疵によって、利用者の担当者、従業員、役員及び据付等業者に生じた損害につき、責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。
2. 本サービスについて、民法第717条第1項の規定の適用はないものとします。
3. ラック・スペース及びデータセンターは、現況のままの状態を提供されるものとし、当社はいかなる場合であっても、本サービスの提供が中断されず、エラーが無く、又は完全に安全であることを保証するものではありません。
4. 当社は、利用者に対し、請求原因の如何にかかわらず、付随損害、派生的損害、間接損害又は特別損害（逸失利益、技術若しくは権利の喪失、データの滅失を含みます。）について、これらの損害の可能性について通知を受けていたか否かを問わず責任を負わないものとします。
5. 当社は、第27条に基づく利用の制限、第28条に基づく利用の中止、第29条に基づく利用の停止及び第30条に基づく本サービスの廃止ならびに本サービス約款に利用者が違反したことにより、利用者が被った損害につき責任を負わないものとします。

## 第7章 一般条項

### 第35条（権利の譲渡制限）

利用契約に係わる利用者の権利は、第三者に譲渡、転貸、又は担保に供することはできません。

### 第36条（機密保持義務）

1. 当社及び利用者は、本サービスを利用するにあたり開示を受けた又は知り得た一切の情報（データセンターの立地条件、設備、能力、料金、及び、個人情報に関する情報を含みます）を機密に保持し、相手方の書面による事前の承諾なく、当該情報を第三者に開示できないものとします。但し、次の各号に定める情報は本機密保持義務の適用を受けないものとします。
- (1) 相手方から知り得た時点で既に取得している情報又は公知の情報。
  - (2) 自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
  - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報。
  - (4) 自己が独自に開発した情報。
  - (5) 法令若しくは裁判所、警察等の捜査機関又は行政機関の命令により要求された情報。
2. 前項にかかわらず、当社は、第8条（再委託）に定める再委託先に対して、前項の機密に保持する情報を開示することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に対して、本条に定める機密保持義務と同様の義務を負わせるものとします。

### 第37条（不動産賃貸借に基づく権利の放棄）

本サービスは、役務提供を目的とするものであり、不動産の賃貸借を意図するものではなく、利用者は次の各号の条件を確認し、かつ合意します。

- (1) 利用者は、本サービス約款に基づく本サービスの提供を受けるために必要な限度で、本データセンターへ立入る権利のみを有すること。
- (2) 利用者は、データセンターにおける不動産の権利又は持分を何ら取得していないこと。
- (3) 利用者は、不動産又は不動産賃貸借に関する法令（借地借家法を含みますが、これに限られません。）に基づく賃借人その他としての権利を何ら有しないこと。

### 第38条（技術、知識、商標の使用）

1. 当社は本サービス提供の過程で取得した普遍的な技術又は知識（公知の情報又は当社他の利用者のために実施した類似の作業で合理的に取得した情報を含む）の利用を利用者によって禁じられないものとします。
2. 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、販促品、刊行物、新聞その他の書面、物品において当社の商標、商号その他の名称を使用しないものとします。

### 第39条（合意管轄裁判所）

当社と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第40条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

### 附則

この契約約款は、2026年2月22日から実施します。

### 改定の履歴

改定日	版数	
2010年07月01日	20100701	
2011年04月01日	20110401	
2013年04月01日	20130401A	
2013年11月01日	20131101A	
2018年04月01日	20180401A	
2026年02月22日	20260222	